

第47回 国と地方のシステムWG 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2026年4月22日（水）09:30～11:30
2. 場所：中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室（オンライン併用）
3. 出席委員等

主査	大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部法律学科教授
委員	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
同	赤井 厚雄	株式会社ノウキャスト取締役会長
同	浦田 真由	名古屋大学大学院情報学研究科教授
同	直井 道生	慶應義塾大学経済学部教授
オブザーバー	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
同	西内 啓	株式会社ソウジョウデータ代表取締役
同	松田 晋哉	福岡国際医療福祉大学学長
同	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授

(議事次第)

- (1) 開会
- (2) 社会資本整備等について
 - 地域のインフラの「整備力」の強化
- (3) 地方行財政について
 - 持続可能な形での行政サービスの提供
- (4) 閉会

(概要)

<社会資本整備等について>

(議事に沿って事務局及び国土交通省から説明)

○委員

今説明をいただいたこれらのテーマは、ばらばらではなく、それぞれが有機的につながる議論になりつつあると考えており、非常にいいことだと感じている。

インフラの整備については、従来メンテナンスをどうするかという話があり、昨年もかなり大きな議論になっていた。予防保全という考え方の下、コストをどうしていくかのような議論がなされていたが、整備力は人的要素と技術的要素の双方から成り立つものであり、今回の説明の中で、「インフラの整備力」という言葉を明示していただいたことにより、議論として非常に新しい地平が広がってきたと考える。

建設キャリアアップシステムは6年ほど前に始まり、2024年から25年にかけて、当初の想定を上回る登録があったことや社会全体のデジタル化が進んだこともあり、それを活用し、どのような政策的・実務的成果につなげていくのかという大きなテーマが出てきた。そのため現在は30～40億円の予算をかけてシステムの全面改修を進めている。

これは国費の直接投入ではなく、一般財団法人建設業振興基金で取り組まれているので、E B P Mの直接の対象とはならないが、少なくとも費用対効果のみを見るのではなく、どのように進捗し、何が達成されており、課題がどこにあるかを整理していただかなければならない。そうでなければ、その上に乗る行政の議論が観念的になってしまう。

建設業に関しては、建設産業政策2017+10が定められており、従来型の建設業の魅力をどのように高めるかという話を中心だったが、社会の在り方が変わっていく中で、いわゆる整備力という観点から見たときに、仮に建設業と言われているところがどう変化して、その中で、このシステムがどのように使われていくのかについて、現在約150万人が登録されているが、ただ単にその数値目標だけでK P Iを見てよいのかという点に加えて、質的なことや政策への落とし込み方については見ていく必要がある。

裏と表ということであれば、国土交通省より説明いただいた、3 D都市モデルや建築B I Mの推進についてはモノをつくって直すという話であるが、それぞれは独立して存在しているのではなく、空間という捉え方で都市や町、あるいは首都圏などといったブロックの中で機能しているものである。それらを統合し、うまくいっているか、うまくいっていないのであればどうすべきか、また、今までと違った社会的なニーズにトランスフォームしていくために、何をすべきかという点について、検討が必要である。

建築・都市のD Xの中長期ビジョンには、個々の要素技術ではなく、B I Mや不動産I Dといった個別の仕組みをつなげて工程全体を見ていく考え方が示されていた。作業とし

ては縦割りになるかもしれないが、見る視点としてはどこが遅れたら何の足を引っ張るかのよう、総体としてどう進めていくのかについて、建築とインフラの話と合わせて地理空間をどう最適化していくかについて、従来の説明ではない率直な話を聞きたい。

○委員

「建築・都市のDX」については、非常に興味深い取組である。1ページの3Dの都市モデルについては、329都市が整備済みで500都市が目標ということだが、どんな都市を念頭に置いているのか。東京のような大都市か、中規模都市か、特定のターゲットがあるのか、あるいは手挙げ方式で選定しているのかについて教えていただきたい。

また、3D都市モデルは、誰が利用できるものなのか。行政が使うのは当然であるが、例えばオープンデータではないが、第三者でも希望があればアクセスできるものなのか。もしそれが可能であるならば多くの利用者から様々な知見が報告されるのではないか。この3Dモデルが利用できる範囲はどうなっているかについて補足いただきたい。

さらに、行政手続等への建築BIMなどの3Dモデルの組込について説明があったが、規制的には問題はないのか。これまではオンライン申請では手続きできず、書面でなければならぬ紙ベースでの手続が様々あった認識であるが、この3Dモデルで完結できるようになるものなのか。私の知識は昔のものなので、もしかしたら、既に見直されているかもしれないが、その辺はどうなっているかについて教えていただきたい。

もう一つ大きな質問であるが、このDXの取組はスマートシティと関係があるのか。取組を見ると、防災や、まちづくり、エネルギーのマネジメントについてもなされていると見受けられるが、スマートシティは面的なもの、こちら点的なものであるなど、どのような関連があるのか。

最後に、インフラ整備の担い手確保・育成について、同じような話を様々な業界で耳にする。介護事業者も同様に、人材不足、賃金上昇などの処遇改善に課題感があり、人気がなく、かつ労働力自体が少なくなっている。個別最適化ではないが、それぞれの分野ごとに人材を確保しようとしても、それはただの人材の奪い合いでしかないため、人手がないことを前提にして産業構造の在り方を見直す必要があるのではないか。

これは何を申しているかというデジタル化をやるにしても、処遇改善をするにしても、規模がある程度大きくなってはならず、建設業も介護もそうであるが、小規模・零細事業者が多い。となれば、処遇改善のための喫緊の課題の一つは産業の再編成ではないかと考える。そこに向けては別の取組があるのかについて説明をお願いしたい。

○委員

まず、前半の処遇改善の話に関して説明いただいた点については、いずれも非常に重要でよく分かるが、私の質問とコメントは恐らく他の先生のところとも関連する。そもそも担い手確保に向けた処遇改善において、根本的な原因を考えると、多重な下請構造と、下

に深くなるほど交渉力が弱くなるといった根本的な構造があると考えている。今回説明いただいたルールではその根本的な構造を変えるようなものであり、産業再編に貢献するものという説明があったが、そこまで見据えた影響があると考えているのか。それとも、それはそれでまた別の根本的な対応が必要であると考えているのか。

後半の「建築・都市のDX」については、私はほぼユーザーのため大変期待している。その上で、ものは非常に魅力的で、そして、意欲があり、それをやる能力もあるところに対し、このような新しいものが出てくるとするのは有益である一方で、全員が使えるわけではなく、使うための方策や新しい技術をなかなか受け入れてもらえない人材に対して、どのように浸透させていくかという最初の入り口の段階で個別に、例えば業務の中でどのようにそれを使っていくかというところでの取組があれば教えていただきたい。

○国土交通省

委員から指摘のあった建設キャリアアップシステムについて述べる。本システムは、平成31年から運用しており、令和10年にシステム改修を見据えている。この点に関してEBPMの話があったが、進捗管理については、主体である建設業振興基金が行っている。また、協議会という枠組みの下で建設業団体や国土交通省を含めた行政が参加し、定期的に状況を確認するステップを設けている。こうした体制の下で、システム更新が順調に進むよう、着実に取組を進めているところである。

また、本システムの活用方法についてであるが、委員から指摘があったとおり、これは国の取組というよりも民間主導での取組であり、約300万人の技能者のうち現在は約180万人、すなわち全体のおよそ6割まで高まっており、既に建設業における基本インフラになりつつある。そのため操作性を高めることが必要であると考えている。具体的には、建設キャリアアップシステムに労働者のデータが登録されていることを活用し、例えばグリーンファイルと呼ばれる安全書類の提出や、各種書類作成の際に、システムに一度登録したデータをそのまま転用できるよう、システム間の連携を進めてきた。これからも操作性を高めていく取組は引き続き進めていきたいと考えている。

次に、委員から指摘のあった、小規模事業者の多さについてであるが、これはまさに指摘のとおりである。建設業は受注産業で、受注に波があるため、事業者が安定した体制を維持しにくいという特性を持っている。この点を踏まえ、産業構造の再編についてどう考えるかという問題はあるものの、行政として再編を促すことは特段言っていない。一方で、例えば経済産業省には、M&Aの相談窓口が設けてあり、その仕組みを活用してもらうような選択肢はある。また、建設業の制度の中で、統合の取組を妨げる要素があるのであれば、それについては見直しをすべきであると考えているところである。

このような前提の下で、建設業の中で生産性を高めていく手段としては、規模の拡大だけでなく、先に述べたようなICT機器の活用によって生産性を向上していくことが重要になってくるのではないかと考えている。

さらに、委員から改正法によって構造そのものを変えるかという指摘があった。資料の5ページに示されているように、現状では発注者が適切な労務費を支払っていると認識していても、サプライチェーンの中で労務費が削られてしまう構造が存在している。この背景には、交渉力の差といったの問題もある。

そこで、改正法の中核として、国が労務費の基準を示し、目安となる水準を明確にすることで交渉の過程で削られやすい労務費を確保していく仕組みを設けているところであり、その基準に基づいた見積りを行ってもらうことが必要である。従来は、資材費と労務費を一体として捉え、一括して削減することが可能であったが、労務費の基準を示すことで、必要な労務費が明示された見積りを求めることとなる。こういった取組が必要であり、結果として商慣習の転換に働きかけて浸透させ、下請事業者が成長していくような環境を整えていきたいと考えているところである。

○国土交通省

建築・都市のDXの関係について、委員から指摘のあった空間上で統合してどう進めていくかについて述べる。建築BIMと3D都市モデルのそれぞれをばらばらに進めていくよりも、いかに一体を進めるかというのがこの政策のコンセプトである。そのため工程管理も含めて、どこが遅れたら何が困るのかというところ、ロードマップも策定をしているため、それに従って進むように全体の管理に努めたい。

また、経済・財政一体改革推進委員会の中で、KGI、KPIの指摘もいただいているため、そういったものも組み込んだ形で進めていければと考えている。

委員から指摘のあった500都市はどういった都市なのかという点について述べる。基本的には手挙げ方式で、つくりたいというところにつくっていただくものである。現在までの300都市の傾向を見ると、3次元のデータであるため、開発が見込まれるエリアや大都市、都市部が中心になっているように思う。都市再生緊急整備地域という都市再生特別措置法に基づく地域があるが、そこを抱える自治体については、ほぼ全て整備ができているため、そういった傾向は一つあるのではと考えている。

また、誰が使うのかという点については、これも基本的に全部オープンデータとして各自治体に整備いただいている状況である。そのオープンデータをどう使うか検討するべく、大企業からスタートアップまで入っているコンソーシアムを運営している。この中で我々のような職員だと思いつかないような使い方などが示されており、それらを通じてエコシステムも出来上がるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えている。

また、スマートシティとの関係については、現在内閣府にて関係省庁を統合したスマートシティの取組がなされていると認識しているが、こちらも分野横断で統合していくのがコンセプトとして進んでいるかと思う。中核になるのは都市OSと位置付けられ、このソフトウェアは様々な製品が出ているところであるが、その基盤になるところで、こうした3次元のデータというのは広く使っているため、足りない点があれば、そこと連携をして進

めたいと考えている。

委員からご指摘いただいたユーザー全員が使えるわけではない、どう浸透させていくのかという点について述べる。これはGISのシステムなどと同様で、こういった世界はどうしても専門的な技術が入るため、見た目はカッコいいけれども、自分が使おうと思うとなかなか手が出せないところは課題と理解しているところである。先ほどの説明の通り、まずは行政の業務の中に組み込んでいき、市町村の職員にしっかり使っていただくということが1点だと考えている。加えて、最近だとAIが広がってきているため、GISなどもAIと組み合わせ、一般の方々も使いやすいようにという動きも出てきているため、そのような取組もフォローしてまいりたい。

○国土交通省

委員から指摘いただいたBIM関係の建築確認手続について、元々紙であったということだが、今は既に電子申請の受付システム自体は完成しており、押印の廃止も含めて電子化されている。

今回のBIMとの関係については、この4月から始めた図面審査において、3DのBIMは、実は参考扱いにしており、BIMを切って出てきた図面、これを審査するというのがBIMの図面審査という仕組みである。したがって、電子的な意味合いでは2次元の図面で見ていることとなるため、審査している点は変わらないが、次のステップのデータ審査の場合、3次元データをどう扱うかという検討が必要な課題であると認識している。

また、委員から指摘いただいた普段使わない方への浸透について、BIMに関しては、建築確認という行政手続の中で例えば審査の期間が短くなるなどのメリットをまず享受していただくのが一番だと考えている。それに加えて、我々の方からも例えばBIMないしCADとBIMを融合したシステムなども出ているため、ベンダーに働きかけて、普通の中小事業者の方が普段使っているものに少し機能を付加するといったアプローチもしつつ、もう少し幅広く使っていただけるような取組をしていきたい。

○委員

まず、建設業について、事業承継の状況を見ると、中小をはじめとして地域建設業者の廃業というのは今後も拡大するかと懸念している。人口減少の下、技能労働者も減少する中で、地域インフラ整備を続けていくために必要なことは何かと考えてみると、他の先生からも指摘があったが、企業を守るということではなくて、技能労働者をいかに維持するかということではないか。

政策として、例えば東北などで取り組まれている、地域を越えたアライアンスを促しながら、自主的な労働者の融通を可能にするということも積極的に検討する必要があるのではないか。

また、建設業の賃金支払いについても、技能労働者に関しては、依然として日給月給制

が多数を占めているが、今後は月給制に移行していくことは避けられないのではないかと。

建築DXについては、BIMデータについて審査の組み込みをしっかりと進めていただいている点については感謝を申し上げます。図面の設計の審査にとどまらず、施工後の保守にも活用し、さらに設計に返すというようなPDCAをしっかりと回していきながら充実化を進めていただきたいと思います。

都市DXについては、リアルタイムの多様で膨大な空間データだと考えているが、いかに潜在的なニーズを掘り起こしながら応えていくのかということが重要であり、それを民間事業者の競争の中でいかに提供していくのかについては、技術と市場と競争という3次元で考えていく必要がある。将来需要に先手を打った形での空間分析評価のため、当初は様々実験的に試すことにならざるを得ないが、それを通じて、意思決定プロセスの質転換の実現にしっかりとつなげていっていただきたいと思います。

○国土交通省

事業承継が多い現状において、地域を守る上で重要なのは、企業ではなくて技能労働者であるという趣旨であったと理解した。その意味では建設業の基礎は人であるため、人をどのようにしていくかというのは重要だと考える。

その中で、国土交通省直接ではないが、建設業の技能労働者については労働者の派遣自体は禁止されており、この点をどう考えるかというのは、引き続き一つ課題かと考えているところ。また、国土交通省直接の部分は、建設業法で技術者を専任で配置するという規制があり、グループ会社間で技術者を融通する際に、少し行いやすくするような運用上の工夫も取り入れているため、そういったものの活用もしていきたいと考えている。

また、日給月給制が多い点についても指摘のとおりである。その点については改正法の中で説明したとおり、労務費の基準を浸透させ、適切に支払う方が生き残っていく産業環境をつくっていきたくと考えている。しかし、競争のために労務費を削っていく、その結果、支払うものがないので月給制が担保できないといったこともあるのではないかと考えている。そういった意味で、適正な労務費の支払いがサプライチェーン全体で続くことで、事業者が支払う余力を持つことができ、その結果として月給制が増えていくという効果も期待できると考えている。

○国土交通省

DXの取組について、指摘のとおり、情報が多種多様でマルチモーダルになっており、3次元データ、人流データ、ダイナミック衛星データ、点群データなど非常に膨大なデータが出てきている。こうしたデータ群の基盤として、都市のDX、建築のDXを進められるように取り組んでまいりたい。

さらに指摘のとおり、現状ではどうしても行政が先行して技術開発、ユースケース開発を進めているため、本日は行政分野中心の説明となったが、産学官による持続的ユースケ

ースを民間分野の競争領域にまでどう広げていくかという視点も持ちながら、しっかり進めてまいりたい。

○委員

建築が専門ではないため理解できていない部分もあるがデジタルの活用の観点で感じた点について、簡単にコメントさせていただく。

建築業の働き方改革と建築・都市のDXビジョンを伺い、両者の方向はいずれも重要だと感じる一方で、その2つにギャップがあるように感じた。働き方改革の施策では施工管理におけるICT活用や応急復旧といった比較的現場に近い取組が示されていたかと思うが、建築・都市のDXのビジョンがデータ連携やデジタルツインといった、やや上位のレイヤーの構想という印象を受けた。

そのため、これらがどのように繋がるかという点や、現場の業務でのICT、デジタルの活用がどのようにデータの蓄積や連携につながり、最終的にデジタルツインの基盤として生かされていくのかといった接続部分がもう少し見えるようになると、より実効性のあるビジョンになるのではないかと考える。

特に前半の働き方改革の部分において、日常業務における働き方や業務効率化という部分でICTやデジタルの活用をどのように位置付けて、担い手確保や育成につなげていくのかについて、現場で働く人の視点でのデジタルの活用の取組がもう少しあってもいいのではないかと感じた。

○委員

建設業の入職促進は、AIの進歩に伴いこれから不足するとずっと言われており、今から対策を取るとは恐らく非常に大事なことである。魅力発信事業も重要だが、実態として建設業は会社によってコンプライアンスのばらつきが大きく、非常にきっちりしているところもあれば、ハラスメントが横行しているような会社もかなりあると認識している。

この辺りの心身の安全性をちゃんと認証した上で、条件を満たした会社へ優先的に高校生がリクルーティングできる仕組みがあってもいいのではないかと考える。特に学校推薦による高卒就職の場合、1人1社制のような慣例や、情報の非対称性があり、建設業は高校生ならびにその保護者から見たらどこも一緒のように見えるかもしれないが、安全性が不十分な会社に就職したせいで建設業自体から離れられてしまうというのが、かなり大きなリスクなのではないかと考える。

逆にここがしっかり、学校側や教育委員会側でこの企業は生徒を預けても大丈夫、こちらの企業は厳しいかもということが見えている状況であれば、職業体験の教育というインターンシップだけでなく、例えば工業高校生などでも建設機械の資格を持っている生徒もいるため、生徒を預けられるに足る管理体制があるという会社にはアルバイトとして生徒が収入を得るといことが何よりの建設業の魅力発信にもつながっていくのでは

ないか。

加えて、今、文部科学省が専門高校施策を進めているが、そこの連携も非常に重要になってくるのではないか。例えば高校の学費自体は大分無償化されているが、地域の建設業界からファンディングして、医師における自治医大のような形で、地域の建設業界への就業を前提にして奨学金を給付する程度のインセンティブがあってもいいのではないか。15歳で専門を絞るというのは、生徒や保護者にとってかなり勇気の要ることであるため、それぐらいのことをやらないとなかなか増えないのではないかと考える。

最後に、3DデータのMCPサーバーという話も後半のデジタルDXのほうであったが、恐らくMCPサーバーは自然言語で操作するのが前提になるため、この3Dデータに付与するテキスト情報をどうつくるかというところによっては、大変使いやすいものになることもあれば、逆になかなか欲しい情報を取り出すことができないということになり得る。この辺りは調整が始まったところだと思うが、かなり先進的な取組として期待している。

○委員

経済・財政新生計画の改革実行プログラム2025、それから、進捗管理・点検・評価表2025の議論の関連で本日の説明を受けて、2点ほどコメントさせていただく。

まず、担い手確保・育成について、確かに建設業の現状からすると、適正賃金、キャリアアップを一番にやらなくてはいけないのが現状だということは、そのとおりである。ただ、先ほど他の先生からも指摘があったが、ただでさえ人口減少の状況であるため、担い手確保のことがばかりにとらわれすぎていて2030年代を迎えるというのは、その先がなかなか難しい。

そういう意味では、経済・財政新生計画の様々な文章の中でも、公共事業の効率化・重点化の話の2番目にi-Construction2.0の推進、3番目に担い手の確保・育成という並びで改革実行プログラムや、進捗管理設計評価表が構成されている背景を踏まえると、i-Constructionとの関連づけ、それから、担い手の確保・育成とどう結びつけていくかが非常に重要である。

他の先生からも、もっと担い手にデジタル化を求めていく必要があるのではないかとのコメントがあったとおり、せめて改革実行プログラムと同等な程度、進捗管理・点検・評価表にKPIが組み込まれているので、近い将来、i-Constructionの進捗と合わせた担い手の育成も視野に入れていただけるとよいのではないか。

2点目は、建築・都市のDXに関して述べる。確かにできるだけ多くの都市にこれを採用してもらうように進めていく取組は非常に有意義であり、ぜひ進めていただきたい。

その観点において市町村の立場からすれば、土地と家屋の固定資産税を徴収することが各市町村では求められており、土地、それから、家屋も実際にどのような家屋かということ課税し始めるところで1回確かめて、増改築がなければそのままとなるが、3Dデータを手に入れられるとすると、家屋の固定資産税の算定は非常に楽になり、かつ増改築の

申請があれば、それに応じてデータを更新し、かつそれをさらに固定資産税の評価額の算定などに生かせるという意味では、市町村がこのデータを活用したいと思う一つの動機づけとして、固定資産税というものがあるのではないか。

何らかの形で既に取組が行われているということであれば、今後も引き続きほかの都市にも展開を進めていただくのがよいが、まだそこまで視野に入っていないということであれば、いずれ固定資産税の徴収にもこのデータが使えるというところをPRすることで、採用する都市が増えていくことを期待したい。

○委員

まず、人材の確保について、これは先ほど他の先生が言われたように、実業系の高校との連携はとても重要になる。ただ、ここで考慮すべきことは、1980年代、1990年代を通して高校の階層化が進んで、実業高校というのが下のほうに位置付けられてしまい、低学力化が進んでしまったのが事実としてあることである。

その中で、今回、高校の無償化が行われるが、圧倒的に実業高校というのは公立高校が多いため、今、地方では特に実業系の高校を中心に定員割れが発生している状況である。そうすると、実業高校に対するいろいろな魅力を高めていかなければならない。これは他の先生が指摘したとおりであるが、今入っている高校生の基礎学力を上げていくための教育の内容そのものも見直すべきである。それについて文部科学省とも協力していただきたい。

その上で、なぜこれを申しているかという、実は医療系の看護やセラピストの学校で、特に専門学校で実業系の高校に働きかけているところだが、入学生の学力が低くて国家試験を突破できないという現状があるので、基礎学力を上げることに必要な取組が必要であるということである。

加えて、その学科で学ぶことの魅力をいかに高めていくかが重要であり、例えば重機の操作を学ぶことができることや、DX、ITを活用したいろいろな技術を学ぶことができるなど、教える教員のスキルが十分ついていない現状もあるが、そこで学ぶことの楽しさを少し工夫していただきたい。

2番目の都市のDXについて恐らく地方都市などはリノベーションが中心になってくると考えている。しかし、例えば駅前のいわゆるシャッター通りを再開発しようとしても、先ほど他の先生が指摘した固定資産税の問題などでシャッター街のままにしておくほうが有利だという実態も存在する。また、実際に何か行おうとしても、根抵当権が設定されている、あるいは所有権が非常に複雑化している、もしくは曖昧になっているという理由から結果として開発ができないという話を自治体の職員からよく聞く。このような状況を踏まえると、所有者不明や権利関係が錯綜している不動産をどのように整理するという点について、法的な体系の整備を進めていかなければならない。そもそものベースとなる土地情報や活用するための前提となる情報が曖昧なままでは都市のDXを進めることは困難で

あるため、この点についても進めていただきたい。

もう一つ、人材確保の観点で情報提供を行う。インドネシアでは現在「SMKグローバル」と呼ばれる取組をやっている。これは実業系高校の学生を中心に、約50万人規模の若者を海外の現場に派遣して、そこで経験を積ませた上で、将来的にはインドネシアに戻って建設分野などで働いていただくプログラムである。その派遣先となる海外のパートナー探しなども行っている。このようなSMKグローバルの仕組みも活用しつつ建設現場や土木分野における若手人材の確保も進めることも有効ではないかと考える。これはあくまで情報提供である。

○国土交通省

委員からデジタルの活用について指摘があったが、建設業の観点で述べると、建設業者はあくまで設計書が存在して、その内容に沿って物をつくっていくという立場にある。その意味で、建設業の立場からの話になるが、例えばBIMによる設計書のようなものが設計段階から施工現場まで一貫してつながっていけば、現場ごとの様々な状況がある中で、設計書の修正が必要となる場合であっても、デジタルで一気通貫に修正が可能となる。こうした点は大きなメリットであると考えている。そのため、これから取り組むべき課題ではあるが、国土交通省の省内においても関係部局がしっかりと連携して頑張っていきたいと考えている。

また、日常的なICTという観点では、先ほど改正建設業法について触れたが、規制緩和を行い、ICTを活用する場合に技術者が複数の現場に対応できるようにする改正を実施している。こうした取組により、日常の業務の中でICTを活用できる環境については、規制面からも整備を進めてまいりたい。

委員から指摘いただいたi-Constructionについて述べる。建設業の担い手や需要の問題に関して、いかに人に来てもらうかという観点から処遇の話などを説明した。他産業の話もあったが、最終的には人が絶対的に減少していくという前提がある。そのため、その解決策は生産性の向上にあると考えており、その答えがi-Constructionである。この取組では2040年までに生産性1.5倍を目指しており、こうした取組とも連携しながら担い手確保に関する施策を進めてまいりたいと考えている。

○国土交通省

まず、委員の指摘であるが、企業ごとに管理体制等に濃淡があるという点について述べる。この点については、国として進める実証事業を資料でも説明したところである。本事業では従来の単なるPRに留まらず、例えば企業と連携した体験型のPRといった取組も含めており、こうした取組のノウハウを広げていくことを目的としている。工業高校も含め学生は企業の情報を自ら積極的に収集し、就職先を決定することも多くなっている。こうした動きも踏まえつつ、教員や保護者に対しても効果的にPRを行いながら、関係者

と連携しつつ取組を広げていきたいと考えている。

委員から教育内容に関するついて指摘があった。この点についても工業高校に入学する前の初等教育の段階から、保護者や教員に対してどのようなアプローチが可能かという点についても、文部科学省と連携しながら検討を進めていきたいと考えている。

また、工業高校等の教員の働き方改革が進む中、ある種イレギュラーな体験授業をどのように実施していくかという点についても課題として認識している。そのため、実証事業の中では、例えば教育訓練校などと連携しつつ、学校現場とどのような形で連携して取組が可能かを検討しながら進めていきたいと考えている。

○国土交通省

D Xに関して、委員から指摘のあった固定資産税について述べる。固定資産税については自治体が毎年年初に航空測量を実施し、そのデータを基に固定資産台帳の更新を行っているものと認識している。これに都市計画のD Xに関するデータを、可能な限り連携させていくことが重要である。もともとの用途が違うデータであるため代替することは難しいと考えているが、それぞれのデータベースで表記の揺れなどが存在し、データを結びつけること自体が非常に難しいという課題がある。この点については、不動産I Dを各建物や土地に付与することにより、表記合わせに係る作業コストの削減に取り組んでいきたいと考えている。さらにこの取組を進め、住民基本台帳との連携などを含めてデータ連携を拡張していくことで、委員から指摘のあった空き家対策にも活用できると考えている。現在は市町村職員が一軒一軒回り、空き家かどうかを確認している状況だが、データを活用することで一定程度、空き家である可能性の高い建物に当たりを付けることが可能になると考えられる。その意味でも、本取組は基盤として重要であり、引き続き進めてまいりたい。

また、委員の指摘は空き家の問題や所有権の問題について、D Xを活用していくべきという趣旨であったと理解している。空き家については、空き家法の改正により、所有しているだけでは固定資産税が発生しないという制度改正も進めている。また、所有権の曖昧なエリアについては、近年、法務省において地図混乱地域での地図作成事業が進められており、所有権の整理が相当なスピードで進められている。こうした作業を進めるにあたっては、どのエリアから着手すべきかを判断する必要があり、その際には、今回のようなデータ連携の基盤が有効に機能する場面が多いと考えている。今後取組を広げていくにあたっては、こうしたメリットについても積極的に発信していきたいと考えている。

< 地方行財政について >

(議事に沿って事務局及び総務省から説明)

○委員

地方分権一括法のとときの地方自治体、基礎自治体、市町村優先の原則が、その後のいろいろな在り方を縛ってきた。一方で、地方制度調査会で大都市制度について議論されているが、横浜や仙台など、政令指定都市であれば、恐らく基礎自治体として十分な機能を果たせるが、今、人口減少する中において、多くの自治体が、いわゆる総合行政を担うという意味での基礎自治体の役割を果たせなくなってくる。

2000年の時点で見通せていたはずだが、あのときは3,300すべての自治体に対し地方分権をやるということになった。この市町村優先の原則は、いずれ見直していく必要がある。

広域連携や一部事務組合など、いろいろな形で取組があるのは結構であり、進めるべきだと思うが、そのときハードルになると思うことが2つある。

1つ目は財源問題。ニューパブリックマネジメントは基本的にそうだが、要するに自治体、地方交付税を含めたお金は一旦市町村に行き、契約や分担金という形でサービス提供の担い手、PFIやPPPなら民間事業者であるし、広域連携であれば広域連合や一部事務組合といった主体だが、やらなくてはいけない仕事分かっているのであれば、補助金や交付金というのは、ダイレクトに広域連合や一部事務組合に回るような仕組みがあっているのではないか。

理由は簡単で、自治体ごとに議会で予算配分を決め、その枠の中で負担金が決まってくるので、安定的な財源の確保にならないからだ。都道府県が代執行するならば、代執行する行政に直接それに見合う交付税や、基準財政需要のつけかえになるが、交付税や、国庫負担金が回るという、お金の流れも変えていくべきではないか。

2つ目が、奈良県の奈良モデルのときに聞いたが、県職員が例えば市税の滞納整理をするときにも、兼職、権限のようなことをかける。ただ、専門人材をプールするという観点では、一々兼職ではなく、もともと県の職員として、例えば技術職として採用されて、その人が必要に応じ市町村に出て行政を担うなど、柔軟な人員配置の仕組みがあっているのではないか。お金の流れ、人の流れを広域連携に則するような形で変えていく必要があるのではないか。

○委員

実は前半のインフラ、それから、住宅・都市・建築のDXとも共通するテーマになってくるが、基本的には様々な分野で人手が足りない。予算の制約もある中で、どれだけ重要なことを住民の満足度だけではないが、社会的なニーズに対応して執行していくために何をしたらいいのかという話だ。その中で連携というのは国と地方の連携であるとか、ある

いは場合によっては自治体間の広域連携もあるし、県や市の領域をまたいだ形でもできるものはあるわけである。そういう議論が実はあって、提出いただいた資料の23ページはまさにそれを踏まえた議論だろうと考える。

その分野では、既に自治体単独で言えばフロントヤードのシステムの共通化が数年前から予算もつけながらかなり大きなテーマとしてある。その先にはバックヤードとの接合も自治体完結としてはあるが、それが共通システムであるということで、場合によっては横串を刺せるということだ。それから、将来的には官民の連携という枠組みの中で使われるようになっていくということが極めて重要で、技術的な基盤の強化や、自治体職員のリ・スキリングも当面は必要になってくるのではないか。

その辺りの個別領域の話は出ているが、全体感を持って、要はシステムをどう構築していくのかというようなところが議論されている場所があるのか、あるいは総務省の中でそれをグリップしてハンドリングを考えているのか。その中で、当然のことながら工程管理がどのように行われており、もしボトルネックが発生するのであるならば、そこがどこであるか、というのを見える化するのが経済・財政一体改革推進委員会やE B P M的な観点からすると極めて重要になってくる。

デジタルも進んでいくので、いろいろなデータが実は取りやすくなってきている面もあると思う。一々ヒアリングするとか、あるいはアンケートを取るという旧式なやり方ではなくても取れるものはあると思うので、その辺り、総務省としてどのように考えているか伺いたい。

○委員

私はこのトピックにあまり詳しいわけではないが、広域連携のような話に関しては既にどのくらいの範囲の規模の経済が働いているのか、というのが研究レベルでの蓄積はあると思うので、その辺りのエビデンスをどのように活用してこれから進めていくかというところを教えていただきたい。

もう一つ、後半、長野であったり秋田であったり、事例の紹介もいただいたが、実はこれ自体、こういったものがどういう効果を持っているのかということ判断するための重要な材料になっている。これを事例として紹介するのも非常に大事だが、ここから得られた結果とか、成果をきちんとした形で検証し、それをさらにその後の別のところでの展開に役立てていくことができるかという点ではないか。

○委員

確かに他の委員の指摘のように、2000年代の分権改革のときと様相が変わってきたということで、この資料でもそのような流れを現実的に即して説明したということだと思う。私も、もともと必ずしも全ての行政サービスが基礎自治体優先である必要はないと思っていた立場で、むしろそれがナチュラルに、ここで言うところの行政主体を通じたプロセスの

最適化という流れがずっと続いてきて、ときには簡素で弾力的な連携手法を指向してきたのは、その検討の方向性とか、その流れが今後もさらに深まるようにという意味で、私もそれは推したいと思う。

その中で、経済学的に考えると、行政サービスの受益と負担の関係が地理的に一致する、地理的に及ぶ行政サービスの便益がその範囲内で住んでいる人が、場合によっては市町村を超えていて、その市町村を超えていたとしても広域的な行政主体がしっかりその住民に負担を求めて行政サービスの供給の財源にするということを基本とするということは揺るぎないようにしていただきたい。

簡素で弾力的な連携手法ということは、私はそれでいいと思っているが、地方自治法とかで連携中枢都市圏があったり、定住自立圏構想というものがあったり、既に広域連合とか一部事務組合ではない形の連携手法が存在しているということだ。今までに進捗管理・点検・評価表2025とかで、連携中枢都市圏とかの都市圏に関してのK P Iが、それを増やさなくてはいけないというようなK P Iの立て方ではないと承知しているが、それと、この簡素で弾力的な連携手法の指向というところとの兼ね合いがどういう形で展開されるのか。

私は必ずしも各種ある都市圏というものに形としてこだわる必要はなくて、その都度、ケースバイケースで各地域が考えればいい、行政分野によっては、場合によっては別の市町村の組み合わせがあってもいいと思っている。

もちろんこのK P Iの立て方というのは、ここでは別に一度立てたら絶対それは二度と変えてはいけないという議論の立てつけではないので、今だと連携中枢都市圏とかの数という話がK P Iになっているので、必ずしもその数にこだわるということではなく、最終K P Iの、連携している事務の数とか、そちらのほうを主たるK P Iにするということだと考えると良いのではないか。連携の形というよりかは、何も連携していないという状態は、さすがに人口減少なので都合が悪い、何らかの形で連携をするように、ないしは連携することを目指そうという取組ということと考えるべきではないか。

○総務省

まず、委員から、財源の流れの話、それから、人材の話を指摘いただいた。ある意味でトレードオフの部分があるとは思いますが、非常に重要な視点だと思っている。どこまで広域連携という形で進めていくべきなのか、それとも、そもそもの事務配分自体を変えていくべきなのかというのはあろうかと思う。

今この議論がスタートしているのは広域連携にとどまるのではなく、分野によっては事務配分自体を変えていくということを考える方が、広域連携のニーズが逆に減り、市町村の事務だったものが一部例えば都道府県の事務になれば、そこは市町村間の広域連携のニーズが逆に減る。

他方、引き続き市町村で実施すべき事務となった場合には、財源の流れを含め、どうい

う形でインセンティブを働かせるかという話と、住民自治により、どういう形でガバナンスを効かせていくかという話が、一定程度トレードオフになる可能性もある。一部事務組合や広域連合というのは、基本的に市町村間のものであれば、その議会は市町村の議員が集まってくる形になっているが、一体性を持って住民に直接的に説明をする場面はなかなか持ちにくい。そうすると、できる限り市町村なり都道府県という普通地方公共団体の単位で物事を決定したほうが、より住民には分かりやすい部分もある。

人材の話については、ここも非常に悩ましいところで、地域によっては都道府県と市町村を行ったり来たりするような仕組みがあってもいいのではないかという指摘もある。制度的には非常に難しいと思うが、そういうニーズや声が出てきている。どのような方法を考えていったらいいのかは、連携の仕方の柔軟化の中で、財源の流れもそうだが、考えていくべきことであろうと思っている。

委員からは、特にフロントヤード・バックヤードを含めたシステムをどういった場で議論ができていくのかというご質問をいただいた。これは、予算でモデル事業的にやっており、フロントヤード改革に関しては、そのように先行事例をつくる形で進めている。

バックヤードの話については、特にシステム標準化をこれまで進めていて、今年の3月末までが一つの目標で、残っているシステムがあるので引き続きやっていく。データを標準化していく話と、標準化されたデータをうまく使い、様々な業務を改善し、それがフロントヤードの改革ともつながっていくということについては、委員のおっしゃる方向での問題意識を持って今進めている。

その中で、今、総務省の中でも問題意識を持ってやっているのは、AIをどういう形で活用するかということである。AIの話は数年前から総務省の中でも議論はしていたが、他の改革とは別のものであるという議論をしていた。AIのレベルがどんどん上がってきて、事務のプロセスの中に一部分であったとしても、どのように組み込めるのかということも議論しなくてはいけないだろうと考えている。

そういう意味で、個別のフェーズとして、フロントヤード、バックヤード、AIの議論をしていたものをもう少し総合的に考えたときに、どうすればうまくそれを組み合わせられるのかということは今議論しようと思っている。

委員からのご質問は、規模と範囲の経済、エビデンスを学問的に出されているのか、そういうものをどのように使っているのかという点。これはそもそも広域連携というレベルにとどまらないと思う。広域連携にすると調整コスト等の課題が出てきて非常に複雑になる部分はあるが、どういった業務をどういった人口規模でやっていくのがより効率的なのかというのは、相当昔から議論があり、それは業務ごとに考えられてきた。業務の執行の手法自体も、例えば従来は窓口業務だったものが、今はスマホでできるようになっている。業務の前提自体が変わってくるということもある。

したがって、連携で考えなくてはいけないことは、A業務はこの3団体、B業務は別の5団体と、ばらばらに全部やってしまうと非常に手間が掛かることから、ある程度組合せ

を揃えることができれば、調整コストをできる限り抑えながら、県レベルとか全国レベルで、できるものに関してはそれでいくということを指向しながら、それに加えて、この業務に関してはこの地域でやらなくてはいけないというのがあれば、それらを組み合わせてやっていくというのが重要だと思っている。

個別の県の事例についても、去年の6月にこの報告書を出させていただいてから、各県に情報提供をし、どこの県でどういうことをやっているかをフィードバックしている。さらにその動きを強めていく必要があると我々も思っているので、各県の取組を強化していくために必要な情報提供は、更にやっていきたいと思う。

最後に、委員から、連携中枢都市圏とか定住自立圏の都市圏の数ではなく、扱っている業務というか、どういうもので連携に実際にしているのかどうか、そこが重要ではないかというご指摘をいただいたが、まさにそうだと思っている。

連携の仕方もいろいろあり、ごみ処理とか上下水道とか、法令に基づいた処理が必要な業務については、広域連合とか一部事務組合みたいに議会がある仕組みで、連携した方がいいこともある。ただ、そういった分野ではなくて、連携中枢都市圏とか定住自立圏では、どちらかという、もう少し先進的に試してみるような業務、個別の市町村が全て実施可能ではないかもしれないが、中心市だったら積極的にやれるかもしれないものなどを念頭に、つくられてきた。

連携すべき業務・分野を見ながら、検証して、もう少し量的に連携を増やしていく必要がある、どの手法を取るのがより適切なのかという議論が必要だと思っている。

○委員

私は日頃いろいろな市町村と連携しているが、現場の市町村の状況を考えると、職員の人手不足といった中で、新たなシステムやDXのような対応を進めていくこと自体が結構負担になってきているのではないかと、という実感がある。特に小規模な自治体ほどその影響が大きいと見ていて思う。

先ほど事例にもあったが、県の役割としては単に方向を示すということではなく、もう一步踏み込んで、具体的な進め方や優先順位を整理してガイドライン等を作成して早い段階で示すと、市町村としても非常に参考にしやすくなるのではないかと考えている。

先ほどもAIの話があったと思うが、AIを活用できている自治体と、まだ使えていない自治体の差がこれからどんどん広がっていくのではないかと思うので、県がしっかりと市町村と連携して、県がハブとなって調整や支援を行うといった役割がこれから求められていると感じているところだ。

○総務省

DXの対応の負担については指摘のとおりである。先ほど少しデジタルのところでも申し上げたが、これまでばらばらにいろいろなシステムをつくってきたという状況から、標準

化、共通化された状態というところに持っていくために、今、非常にご苦勞をかけている。この先を考えると、個別の団体にあまり負担がかからないような方法をどうやって考えていくのかが非常に重要になってくる。

もう一つ、ガイドラインという話があったが、市町村から不満を聞いていると、市町村優先の原則や、似たような業務をやっているのは分かるが、業務が増えている中で、新しい業務が突然降ってくるといったことがある。そういう中で、現場の状況をよく分かった上で業務を立案してほしい、という話を聞く。その中でガイドラインはどうあるべきか、というところも含めて相談をしながら、新たな課題に対応していくことが重要ではないかと思っている。

○委員

これから都道府県の役割の強化、国と都道府県と市町村の役割分担、業務配分の見直しというのであれば、業務をより都道府県のほうに寄せていくことは必須である。ただ、秋田とか、あるいは奈良モデルといわれた奈良は大きな町がない。そういうところは県内全体の市町村の業務を県が集約していくというのが自然なモデルだが、例えば北海道や兵庫県のような場合だと、札幌、神戸は政令指定都市であり、彼らは単独でできる。それは恐らく大都市制度改革の話につながると思うが、彼らはできる人たちがいる。でも、できない市町村も多いとなると、恐らく県が、教育であれば教育、全ての市町村の教育業務を引き受けるわけではなく、一部は例えば政令指定都市、大都市の部分は大都市に残し、それ以外の市町村の業務を引き受けるというのは、道府県の中でも非対称な部分が出てくると思う。これについて何か方針はあるのか。

○総務省

非常に重要な指摘だと思っている。なぜ今、それぞれの都道府県の中で、都道府県の状況に合った形での広域連携の最適化を求めているかというのは、今指摘されたことが原因になっている。

業務によって市町村と都道府県が共通のもの、例えば道路を維持するという業務は、規模は違うが似たような業務で、例えば雪を除雪する場合にスクラム除雪という方法があって、市道や県道から出た雪を国道に集め、国の除雪車がまとめて出す。そのような国・都道府県・市町村間で協力してできるものもあれば、他方で、県ではやりにくく、実は大きな市のほうが、補完的な対応をやりやすい業務の種類もある。

大都市があるかどうかということが、連携なり効率化や最適化を進めていく上で、条件として異なるということがある。したがって一律にこうすべきだということはあまり当てはまらない。また、市町村合併が進んでいる地域と、そうでない地域という差もある。そういった個別性を理解した上で、各都道府県がイニシアチブを十分取ってもらえるような動きをしていきたいと考えている。

○委員

今の他の先生からの発言、私も総務省で広域連携の議論を行ったことがあるので補足すると、片方に奈良モデルがあるのはそのとおりだが、これは大きな都市がないというよりも、奈良県はごく一部に人口が集中してしまっており、南部のほうには中都市・小都市すらないという状況で、県が音頭を取ってやらざるを得ないところがある。

以前、広域連携の検討をしたときに、対照例として出てきたのは実は広島県で、これは呉とか福山とか山間部の三次とか、中都市がある。そうすると、政令指定都市で広島市があるが、連携中枢都市圏や定住自立圏みたいな形で、中都市を中心とした水平連携で問題がある程度片づくところがある。そういうものと、大都市複数とその他小都市という神奈川県のようなところで、状況が全然違うというのが議論の前提だと思う。

その上で、全都道府県を見てもこれは事務の組み替えをして権限配分を見直さなくてはいけないものもあるかもしれないし、都道府県ごとにそういう形でそれぞれの事情でやってくださいで済ませられるところもあるかもしれないし、ということを地方制度調査会で議論することになると思う。

○主査

本日も各委員の先生方、オブザーバーの先生方から大変活発な議論をいただき感謝申し上げます。

今回は骨太方針に向けて、各分野の重点事項について議論していただいた。

社会資本整備分野については地域のインフラの整備力の強化に関して国土交通省から、それから、地方行財政分野については持続可能な形での行政サービスの提供に関して総務省から取組の状況について説明をいただき、さらなる取組の推進に関して幅広い議論をいただいたところである。本日の議論を踏まえて、各省において本日の意見を十分に踏まえた政策運営を実現するとともに、取組を一層加速していただきたい。

全体として、特に前向きなことと、これまでに積み上がった状況の片づけや整理が発生している状況であり難しいところだと理解するが、他の先生のコメントの通り、表裏一体のところがあるため、総合的に取組を進めていただきたい。

以上。